

# 役員各位

選択的夫婦別氏を早期に実現する議員連盟  
役員各位

令和3年8月24日

8月26日選択的夫婦別氏を早期に実現する議員連盟総会について

謹啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴殿が役員を務める「選択的夫婦別氏を早期に実現する議員連盟」にて、8月26日（木）に総会の開催のご案内をいただいたところですが（参考資料1）、これに対するわが方議連の基本的考え方は別紙の通りです。なお、下記の参考資料を添付の上、今般貴議連役員（参考資料3）に送付させていただきましたことを申し添えます。

謹白

別紙：8月26日（木）の「選択的夫婦別氏を早期に実現する議連」会合開催について

記

参考資料1：貴議員連盟総会案内

参考資料2：しんぶん赤旗 記事

参考資料3：選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟 役員一覧

以上

婚姻前の氏の通称使用拡大・周知を促進する議員連盟  
会長 中曾根 弘文

## 8月26日(木)の「選択的夫婦別氏を早期に実現する議連」会合開催について

令和3年8月24日

○昨年12月の内閣第一部会・女性活躍推進特別委員会合同部会以来、「氏制度のあり方」については、自民党内でさまざまな議論があり、一つにまとまっていないのが現状である。

こうした中、党政務調査会の下に設置されたワーキングチーム(石原伸晃座長)において論点整理のみを行い、「本格的な議論は衆院選後に行うこととなった」ところである(6月16日下村政調会長記者会見発言)。

また、最高裁は、6月23日、夫婦別姓を認めない民法と戸籍法の規定を「合憲」と判断した。

○しかるに、夫婦別姓推進派による今次会合開催は、党内の対立を惹起させるとともに、夫婦別姓に極めて前向きな一部野党との対比で、自民党内で政策面でのイデオロギー上の激しい対立があるかのごとく国民の皆さまから誤解されかねず、極めて問題である。

○さらに、議連講師には日本共産党の機関紙「赤旗」にて、安倍総理(当時)があたかも戦前の家父長的な「家」制度の強い影響を受けているかのごとく主張するとともに、従来より安倍政権の平和安保法制を激しく批判している方を招いている。このような明確なイデオロギーの学識経験者を自民党の議員連盟の講師としてお招きすることは、適切でないと言わざるをえない。

○そもそも、都内に緊急事態宣言が発令され、国民の皆さまに各種の活動を自粛していただいている中、こうした不要不急の会合をこの時期に開催すること自体、国民の皆さまの理解を得られるとはとうてい思えず、また、冒頭述べたように本格的な議論は総選挙後に行うという政務調査会長の発言の趣旨にも反するものである。

○いずれにせよ、かねてからわが方議連の基本方針である、「氏制度のあり方」については、わが国社会の分断やイデオロギー的な対立に陥ることのないよう留意しつつ、冷静かつ慎重な議論を行っていくことが不可欠であると考えている。このことを、改めて「選択的夫婦別氏を早期に実現する議員連盟」役員の皆さんに強く申しあげておきたい。

婚姻前の氏の通称使用拡大・周知を促進する議員連盟

会長 中曾根 弘文

会長代行 高市早苗

選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟  
総会のご案内

令和3年8月吉日  
会長 浜田 靖一

謹啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。先生方におかれましては、新型コロナ感染症対策へのお取組みはじめ、ご地元での精力的な活動に心より敬意を表します。

さて、この度は下記のとおり総会を開催いたしたくご案内申し上げます。これまで貴重なご意見を多数頂戴してまいりましたが、さらに議論を深める有意義な会にしたいと考えております。閉会中につき、ご調整が難しいかとは存じますが、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

日 時： 令和3年8月26日(木) 12：30～13：30予定

場 所： 衆議院第2議員会館 地下1階 第1会議室

議 題：

会長挨拶

1. 「法的見地からの旧姓の通称使用について」立命館大法学部 二宮周平教授
2. 「旧姓の通称使用の限界とトラブル事例」当事者の方々より
3. 意見交換
4. 政務調査会長への要望案について

\*ソーシャルディスタンスを保つため広い会議室で行います。人数が多くなった場合、代理の秘書様には資料のみのお渡しになる場合もございますので予めご承知ください。

【FAX返信先 3508-3299】  
8月24日(火)までにご返信をお願いいたします。

ご出席 • 代理 • ご欠席

議員名 (内線 )

## 日本社会の女性抑圧の根源



立命館大学教授(家族法)二宮 周平さん

日本社会のジェンダー不平等の直接の根源には、戦前の家父長制的な「家」制度と、戦後の財界による性別役割分業を利用した搾取があります。「家」制度の女性抑圧の仕組みや戦後の性別役割分業について、立命館大学の二宮周平教授(家族法)に聞きました。

(日語訳文)

——日本社会のジェンダー不平等をどう見ますか?  
明るな女性差別やジェンダー不平等が戦場にも家庭にも根強く見られ、女性らが自立して安全に生きるということがとても難しい状況です。一方で、選択的夫婦別姓や同性婚など、全国で当事者や支障者らが声をあげて制度改正の世論が高まっています。

——「家」制度の中核は財産の相続です。長男が、戸主の地位と「家」の全財産(家督)を相続する第一傳承とされ(旧約法第4章)、女性は生まれながらに劣位に置かれました。傍系よりも妻系、卑属より尊属、そして、

求めて

わる問題だ」と述べて、その導入に首を向けました。この斧井からは安倍首相の姿勢にいかにに戦前の「家」制度が深く影を落としているかがうかがえます。

にのみや・しゅうへい 1951年神奈川県生まれ。立命館大学教授(家族法)、法学博士。『家族法』(第5版、2019年、新世社)など著書多数。婚外子差別の解消や選択的夫婦別姓について「家庭問題」に尽力。

## 戦前の家父長制的な「家」制度と戦後の性別役割分業による搾取

明治民法では、女性は結婚後、部屋の賃借や土地の売買、内での序列をつづりました。明治維新によって、名門の財閥は、明治政府に権限を集中します。明治政府は天皇を元首として構成の集中を行います。天皇の命令には絶対に服さないといけないという精神の在り方を国民に定着させるために、「家」制度を利用しました。天皇は、女性に対する教育勅語(1890年)に示された夫婦関係の規定は、「妻は夫に順從してよく貞節を守り、みだらに遊らうところなく」(勅諭訓義)などと規定されました。

「家」制度を軸にして社会全体に男尊女卑が展開されました。明治の天皇は國家の母であり、「家」である天皇の命令は绝对であるという意識を広げました。「家」制度は天皇專制を国民レベルで浸透させました。

同時に、「家」制度は、工業や農業の近代化が進んでいた日本には好都合でした。農業は、比較的狭い土地を家族中心として農耕を行っていました。戸主を強力なリーダーとして中央銀行等を行なう必要でした。工業も家庭が中心で同じように明確なりーターが必要でした。明治時代の日本の産業を支えたのです。

——「家」制度の下では、女性の地位はどうだったのでしょうか。  
明治民法は夫婦を独立した関係とはみなせませんでした。戸籍に記載された曾孫父母、祖父親子、兄弟姉妹、おじおば、いとこを「家族」とみなし、「家」は同じ氏姓にする(旧746条)と規定され、戸籍で入籍した者は(多くは女性)は、その「家」の一族となり、家の

明治民法では、女性は結婚後、部屋の賃借や土地の売買、内での序列をつづりました。明治維新によって、名門の財閥は、明治政府に権限を集中します。明治政府は天皇を元首として構成の集中を行います。天皇の命令には絶対に服さないといけないという精神の在り方を国民に定着させるために、「家」制度を利用しました。天皇は、女性に対する教育勅語(1890年)に示された夫婦関係の規定は、「妻は夫に順從してよく貞節を守り、みだらに遊らうところなく」(勅諭訓義)などと規定されました。

「家」制度を軸にして社会全体に男尊女卑が展開されました。明治の天皇は國家の母であり、「家」である天皇の命令は绝对であるという意識を広げました。「家」制度は天皇專制を国民レベルで浸透させました。

同時に、「家」制度は、工業や農業の近代化が進んでいた日本には好都合でした。農業は、比較的狭い土地を家族中心として農耕を行っていました。戸主を強力なリーダーとして中央銀行等を行なう必要でした。工業も家庭が中心で同じように明確なりーターが必要でした。明治時代の日本の産業を支えたのです。

——「家」制度の下では、女性の地位はどうだったのでしょうか。  
明治民法は夫婦を独立した関係とはみなせませんでした。戸籍に記載された曾孫父母、祖父親子、兄弟姉妹、おじおば、いとこを「家族」とみなし、「家」は同じ氏姓にする(旧746条)と規定され、戸籍で入籍した者は(多くは女性)は、その「家」の一族となり、家の

明治民法では、女性は結婚後、部屋の賃借や土地の売買、内での序列をつづりました。明治維新によって、名門の財閥は、明治政府に権限を集中します。明治政府は天皇を元首として構成の集中を行います。天皇の命令には絶対に服さないといけないという精神の在り方を国民に定着させるために、「家」制度を利用しました。天皇は、女性に対する教育勅語(1890年)に示された夫婦関係の規定は、「妻は夫に順從してよく貞節を守り、みだらに遊らうところなく」(勅諭訓義)などと規定されました。

さざれ、戦前の教育の基本方針である教育勅語(1890年)に示された夫婦関係の規定は、「妻は夫に順従してよく貞節を守り、みだらに遊らうところなく」(勅諭訓義)などと規定されました。

明治時代の夫婦関係は、「妻は夫に順従してよく貞節を守り、みだらに遊らうところなく」(勅諭訓義)などと規定されました。

明治時代の夫婦関係は、「妻は夫に順従してよく貞節を守り、みだらに遊らうところなく」(勅諭訓義)などと規定されました。

明治時代の夫婦関係は、「妻は夫に順従してよく貞節を守り、みだらに遊らうところなく」(勅諭訓義)などと規定されました。

選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟 役員一覧（五十音順）

令和3年7月1日現在

顧問

甘利明、石破茂、小此木八郎、河村建夫、岸田文雄、武見敬三、竹下亘、渡海紀三朗、中谷元、二階俊博、額賀福志郎、野田聖子、林芳正、船田元、村上誠一郎、山口俊一

顧問（閣僚）

井上信治、小泉進次郎、河野太郎、棚橋泰文、茂木敏充

会長

浜田靖一

会長代行

岩屋毅、土屋品子

副会長

伊藤達也、小渕優子、北村誠吾、後藤田正純、塙崎恭久、田中和徳、鶴保庸介、古川俊治、古川禎久、松島みどり、松本剛明、松山政司、三原朝彦、吉野正芳

幹事長

木原誠二、鈴木馨祐、福岡資麿

幹事長代理

越智隆雄、上月良祐、中西健治、盛山正仁

幹事

あかま二郎、朝日健太郎、あべ俊子、伊藤忠彦、井林辰憲、大串正樹、大野敬太郎、門博文、國場幸之助、小林史明、笹川博義、平将明、高橋はるみ、柘植芳文、津島淳、辻清人、中山展宏、西銘恒三郎、丹羽秀樹、野中厚、橋本岳、葉梨康弘、原田憲治、藤丸敏、船橋利実、牧島かれん、三浦靖、御法川信英、務台俊介、武藤容治、村井英樹、元築太一郎、山本ともひろ、吉川起、渡辺孝一

事務局長

井出庸生、三宅伸吾

事務局長代理

小倉將信、鈴木貴子、武井俊輔、宮崎政久、山下雄平

事務局次長

加藤鮎子、国光あやの、宮路拓馬